景観形成推進員設置要綱

環 境 森 林 部 農 政 水 産 部 県 土 整 備 部 平成31年3月25日

(趣旨)

第1条 公共事業における良好な景観の形成については、平成29年4月に施行した美しい宮崎づくり推進条例第20条において「公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施する」と位置づけられており、公共事業に携わる職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、景観形成の意義を理解し、景観形成の取組を推進する組織体制の整備が必要である。

このため、景観形成への理解や取組を促す役割を担う「景観形成推進員」 (以下「推進員」という。)を設置する。

(職務内容)

- 第2条 推進員の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 景観形成に関する各種情報の収集・提供
 - (2) 景観形成に関する研修への積極的な参加
 - (3) 景観形成についての職場内研修の推進
 - (4) 公共事業における景観形成の取組の推進
 - (5) その他景観施策の遂行上必要な協力

(設置対象部署)

第3条 推進員の設置対象となる所属は、別表の右欄に掲げる所属とする。

(設置方法)

- 第4条 所属長は、毎年度始めに推進員を指名し、様式第1号により美しい宮崎づくり推進室長に報告する。
- 2 推進員の人数は基本的に各所属1名とするが、西臼杵支庁及び各農林振興 局においては別表に記載の課毎に1名ずつ設置するものとする。
- 3 推進員は主幹又は副主幹と同等以上の職にあるものとする。
- 4 委嘱等の任命行為は行わないものとする。

(異動)

- 第5条 所属長は、推進員が次の各号の一に該当する場合には、推進員として の指名を解くものとする。
 - (1) 人事異動により、指名を受けた各課室等以外の職場に転出した場合
 - (2) 退職により県職員でなくなった場合
 - (3) 健康上の理由等により、その職を勤めることができないと所属長が認

めた場合

- (4) その他、所属長が指名を解くことが必要と認めた場合
- 2 所属長は、前項に定める理由により推進員が不在となった場合等は、新た に推進員を指名のうえ、様式第1号により都市計画課美しい宮崎づくり推進 室長に報告するものとする。

(支援体制)

- 第6条 美しい宮崎づくり室長は、公共事業に携わる職員が景観形成に関する 専門的知識を習得できるよう、研修会等を開催するものとする。
- 2 美しい宮崎づくり推進室長は、推進員が第2条に掲げる職務を遂行していくうえで必要な支援を行うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

景観形成推進員設置要綱(平成22年3月1日)は廃止する。

別表

所 属 部	設置対象部署			
総務部	西臼杵支庁(農政水産課、林務課、土木課)			
環境森林部	自然環境課 森林経営課 山村・木材振興課			
農政水産部	農村計画課 農村整備課 漁村振興課漁港漁場整備室 中部農林振興局(農村計画課、林務課) 南那珂農林振興局(農村整備課、林務課) 北諸県農林振興局(農村計画課、林務課) 西諸県農林振興局(農村計画課、林務課) 児湯農林振興局(農村計画課、林務課又は森林土木課) 東臼杵農林振興局(農村計画課、林務課又は森林土木課)			
県土 整 備部	技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 都城土木事務所 砂防課 水林土木事務所 港湾課 高岡土木事務所 都市計画課 連築住宅課 営繕課 日向土木事務所 生等は宅課 営繕課 日向土木事務所 中部港湾事務所 中部港湾事務所 油津港湾事務所 北部港湾事務所 建設技術センター			

別紙様式第1号(第4条第1項関係)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

美しい宮崎づくり推進室長

所属長名

「景観形成推進員」設置報告書

このことについて、下記のとおり設置しましたので報告します。

記

1 景観形成推進員

区分	担 当 名	職名	氏 名	電話番号(内線)
推進員				
推進員				